

善通寺市防犯灯設置等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、善通寺市補助金等に関する基本方針に基づき、防犯意識の向上及び犯罪の防止を図るため、防犯灯の設置等について予算の範囲内で補助金を交付し、もって安心して安全なまちづくりの促進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、単位自治会とする。

(対象事業)

第3条 補助金の対象事業は、次に掲げる事業のうち、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 防犯灯の新規設置(防犯灯用の支柱設置工事を含む。以下同じ。)
- (2) 既設防犯灯の器具取替え

(対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 防犯灯の新規設置に要する費用
- (2) 既設防犯灯の器具取替えに要する費用
- 2 設置し、又は取り替えた防犯灯の維持管理等に要する経費(蛍光管等の交換、修繕、移設、廃止に要する費用及び電気料金等)は、補助金の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前条第1項各号の費用がこれに満たないときは、当該費用の額とする。

(1) 防犯灯の新規設置

- ア 器具 1基当たり15,000円(発光ダイオードを光源とする防犯灯(以下「LED防犯灯」という。)にあつては、20,000円)
- イ 支柱 1基当たり50,000円

- (2) 既設防犯灯の器具取替え 1基当たり5,000円(LED防犯灯にあつては、10,000円)

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 善通寺市防犯灯設置等補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 防犯灯設置等計画書(第2号様式)

- (3) 設置費等の見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類
(交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査を行い、
適当と認めるときは、善通寺市防犯灯設置等補助金交付決定通知書（第3号様式）によ
り通知するものとする。

(完了届出書の提出)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは速やかに防犯灯設置等完了届出書（第
4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置又は取替え箇所の写真
- (2) 設置又は取替えに要した費用の領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の完了届出書が提出された場合は、完了検査を行い、適当と認める
ときは速やかに補助金を交付するものとする。

(防犯灯の移設の届出)

第10条 補助事業者は、この要綱に基づき補助金を受けた防犯灯を移設するときは、防
犯灯移設届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(防犯灯の廃止の届出)

第11条 補助事業者は、この要綱に基づき補助金を受けた防犯灯を廃止するときは、防
犯灯廃止届出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。